

議案第 46 号

清水町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 10 項の規定に基づき、清水町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 7 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町過疎地域持続的発展市町村計画の変更

清水町過疎地域持続的発展市町村計画（令和 3 年度～令和 7 年度）の一部を次のとおり変更する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保（2）その対策 ア 町道の改良、舗装の促進を図る。中、「道路改良舗装整備事業（道路 2,030m）」を「道路改良舗装整備事業（道路 2,029m）」に、「道路改築事業（道路 233m）」の次に「道路舗装補修事業（道路 3,450m）」を加え、エ 冬季路線を確保することにより、交通の安全性を図る。中、「除雪用ショベル（1 台）」の次に「小型ロータリー（1 台）」を加える。